

第4編 伊那中央行政組合職員の分限に関する条例

伊那中央行政組合職員の分限に関する条例

昭和41年3月10日

条例第1号

改正 平成10年4月1日 条例第1号

平成18年3月31日 条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の事由の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給、降任、免職及び休職の手續等の準用規定等)

第2条 降給、降任、免職及び休職の手續等については、伊那市職員の分限に関する条例（平成18年伊那市条例第24号）並びに伊那市職員の分限に関する規則（平成18年伊那市規則第20号）を準用し、「市長」とあるのは「組合長」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年12月25日から適用する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。